

# 平成22年1月臨時県議会付議案

## 議案第1号 平成21年度鳥取県一般会計補正予算

## 議案第2号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

## 議案第3号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（産業振興総室）

厳しい経済環境の中で、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、企業立地事業補助金に係る補助要件緩和を行うものである。

（概要）

製造業を営む中小企業者で、県内に製造業に係る工場等を設置している者が、新たに県内に工場等の新設又は増設を行う場合における企業立地事業補助金に係る補助要件の改正（平成22年2月1日から平成23年3月31日までの間に新增設事業を実施する場合に限る。）

- ・投資額：現行 5,000万円超 → 改正後 3,000万円超
- ・新規雇用労働者数：現行 5人以上 → 改正後 3人以上

[平成22年2月1日施行]

## 報 告 事 項

### 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

#### （1）鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について（平成21年12月14日専決）（住宅政策課）

和解の相手方：甲 智頭町 個人  
乙 兵庫県西宮市 個人

和解の要旨：・県は、和解の相手方甲に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該賃貸借契約に基づく賃貸権を有することを確認する。  
・県及び和解の相手方は、和解の相手方甲が平成21年9月分までの未払家賃292,500円を県に支払済であることを確認する。  
・和解の相手方は、損害賠償金251,298円の支払義務があることを認め、平成22年1月から全額返還するまで毎月21,000円ずつ県に支払う。  
・その他、今後の家賃未納時の取り扱い、損害賠償金の支払に係る取り扱い等について取り決める。

#### （2）鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正について（平成21年12月18日専決）

（景観まちづくり課）

農地法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同令の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

### **(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年1月12日専決）（農政課）**

和解の相手方：兵庫県姫路市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 140,774 円（県過失 6 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 21 年 8 月 5 日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点に直進して進入した際、左方道路から交差点に進入してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

### **(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年1月14日専決）（農政課）**

和解の相手方：東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 514,200 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 21 年 11 月 4 日、中部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている軽貨物自動車を運転中、運転操作を誤って交差点内の信号機に衝突し、同車両が破損したものである。

### **(5) 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について（平成22年1月20日専決）（公園自然課）**

自然公園法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・鳥取県景観形成条例
- ・日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例

[自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日から施行]

### **(6) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（平成22年1月20日専決）（住宅政策課）**

相手方：県営住宅北園第一団地ほか 2 団地 入居者 3 名 保証人 3 名

訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

### **(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年1月20日専決）** **（農林総合研究所企画総務部）**

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 251,559 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 21 年 10 月 11 日、園芸試験場の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方で停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

### **報告第 2 号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（産業振興総室）**

地方独立行政法人法第 54 条第 2 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

平成 22 年 1 月 1 日現在 47 人

### **報告第 3 号 長期継続契約の締結状況について**

件数 新規 14 件